

# 大分県報

令和三年  
第二一九号  
六月二十五日

（金曜日）

## 告示

指定予定保安林（三件）……………一

令和三年度県営林産物（間伐材等）処分事業委託に係る物品売払代金の徴収事務の委託……………二  
道路区域の変更……………二  
道路の供用開始……………二

## 公告

競争入札参加者の資格に関する公示（二件）……………二

一般競争入札の実施（二件）……………四  
土地改良区の役員の就退任……………九  
県営土地改良事業の工事の完了……………一〇

## 告示

### 大分県告示第四百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和三年六月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

大分市大字口戸字平ノ山一四五七番一・一四五八番一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）一四五七番四、一四五七番五

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐に係る伐採種は、定めない。

令和三年六月二十五日

大分県報（告示）

一

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに大分市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 大分県告示第四百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和三年六月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

中津市山国町草本字スゲ口三六三番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐に係る伐採種は、定めない。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 大分県告示第四百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和三年六月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所  
由布市庄内町阿蘇野字宇土二二五四番四

二 指定の目的  
水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに由布市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第四百四十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり令和三年度県営林産物(間伐材等)処分事業委託に係る物品売払代金の徴収事務を委託した。

令和三年六月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市花園二丁目六番四十六号

公益財団法人森林ネットおおいた

理事長 重 本 悟

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

大分県告示第四百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年六月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和三年六月二十五日  
大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別		敷地の幅員	延 長
		前	後		
県道宇佐本耶馬溪線	宇佐市大字江須賀字水月九三三番地内	五三・六 メートル 〇 三六	三一・三 〇 三二	八・六	八・六

大分県告示第四百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、令和三年六月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和三年六月二十五日  
大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供 用 開 始 区 間	供用開始年月日
県道下恵良九重線	宇佐市院内町土岩屋字塔ノ平一九六番四地内	令三・六・二五
県道両子山武蔵線	国東市武蔵町成吉字片峰四一四番九から国東市武蔵町成吉字高田四六五番五まで	令三・六・二五

○ 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和三年六月二十五日

一 調達をする物品等の種類  
大分県庁個人番号利用事務専用パソコン等 一式

二 競争入札の参加者資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団(同条第二号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。)第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は都道府県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の末日(以下「基準日」という。)において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者(基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。)

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班  
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号  
電話 ○九七(五〇六)二九六五

3 申請の時期

令和三年六月二十五日(金曜日)から同年七月十三日(火曜日)までとする。なお、

申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げた届出を行った場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和三年六月二十五日

一 調達をする物品等の種類

大分県知事 広 瀬 勝 貞

二 競争入札の参加者資格

3Dプリンター及び3Dスキャナ 一式

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は都道府県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班  
〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号  
電話 〇九七（五〇六）二九六五

3 申請の時期

令和三年六月二十五日（金曜日）から同年七月六日（火曜日）までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げた届出を行った場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。  
令和三年6月25日

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等又は特定役務の種類

大分県庁個人番号利用事務専用パソコン等一式

(2) 契約期間

大分県知事 広 瀬 勝 貞

<p>令和3年10月1日から令和8年9月30日までの長期継続契約とする。</p> <p>ただし、納入日から令和3年9月30日までの期間については動作確認のための試用期間とし、賃借料は発生しないものとする。</p> <p>(3) 調達内容 別途配布する「大分県庁個人番号利用事務専用パソコン等の調達に係る入札説明書」のとおり</p> <p>(4) 納入場所 大分県知事が指定する場所</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部局の名称 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号 大分県総務部電子自治体推進室システム開発支援班（本館2階） 電話番号 097-506-2079</p> <p>3 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 2に同じ</p> <p>(2) 日時 令和3年6月25日（金）から同年7月13日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>4 大分県物品等電子入札システムの利用 本件入札は、大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）で入札の手続を行う。また、当該入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県物品等電子入札システム運用基準による。</p> <p>5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達については、(1)から(10)までに掲げる要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者であること。</p>	<p>ア 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年大分県告示第326号）のうち、リース・レンタル業としての業務の登録をしている者であること。</p> <p>イ 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する規程（平成14年大分県告示第556号）のうち、システム分析、システム開発及びシステム運用管理としての業務の登録をしている者であること。</p> <p>(3) セキュリティポリシーを定めて従業員へ遵守させていること。</p> <p>(4) 官公庁や地方公共団体との契約実績があり、かつ、それを証明した者であること。</p> <p>(5) 物品等電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。ただし、紙による入札を希望する場合は、大分県物品等電子入札システム運用基準に示す手続を行い、その承認を得ること。</p> <p>(6) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する支障がないと認められた者は、この限りでない。</p> <p>(8) 公示の日以降開札までの間において、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格又は大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(9) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に確認する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p>
---	---

<p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会連念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>ク 共同企業体による場合は、以下の要件を満たすものであること。</p> <p>ア 共同企業体協定書を締結していること。なお、共同企業体は、自主結成とする。</p> <p>イ 共同企業体の各構成員は、単独又は他の共同企業体の構成員で本件入札に参加していないこと。</p> <p>7 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 令和3年6月25日(金)から同年7月13日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所及び提出先 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号</p> <p>ア 6の(2)のアに係ること 大分県会計管理局用度管財課物品調達班(県庁舎本館2階) 電話 097-506-2956</p> <p>イ 6の(2)のイに係ること 大分県総務部電子自治体推進室電子自治体推進班(県庁舎本館2階) 電話 097-506-2079</p> <p>大分県ホームページ <a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html</a></p> <p>8 入札説明書の交付 大分県電子申請システムにて申込みを行った者に対してメールにて交付することとする。システムを利用するには利用登録が必要となるため、システム内の案内に従い登録・利用方法を確認すること。</p> <p>大分県電子申請システム URL <a href="https://www.egov-oita.pref.oita.jp/">https://www.egov-oita.pref.oita.jp/</a> 申請先 大分県 手続名 入札説明書の交付</p> <p>9 入札参加条件</p>	<p>入札説明書に規定する機能等証明書を令和3年7月13日(火)までに2に掲げる部局に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。</p> <p>10 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間 物品等電子入札システムにより、下記の期間に入札金額を入力するものとする。ただし、紙による入札の承認を希望する者は、2の場所へ下記期限までに持参又は郵送により提出すること。紙による入札で入札書及び委任状に押印を省略する場合、郵送時の封筒の送り主欄又は持参者の身分証明書等で本人(代表者又は受任者)の確認を行うものとする。</p> <p>期限 令和3年8月5日(木) 午前9時</p> <p>11 開札の日時及び場所 (1) 日時 令和3年8月5日(木) 午前10時</p> <p>(2) 場所 大分県総務部電子自治体推進室(県庁舎本館2階)</p> <p>12 入札保証金 免除とする。</p> <p>13 契約保証金 落札者は、契約担当者が指定する日時までに契約金額(年額)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。</p> <p>(1) 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。))。</p> <p>14 入札の無効 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。</p>
--	--

<p>15 再入札 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、速やかに別に定める日時において再入札を行う。</p> <p>16 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札で、大分県契約事務規程第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合、物品等電子入札システムのみの入札ならば物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者別日当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>17 その他</p> <p>(1) この調達、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) その他、詳細は入札説明書による。</p>	<p>3Dプリンター及び3Dスキャナー一式</p> <p>(2) 納入期限 令和4年3月31日</p> <p>(3) 納入場所 大分県知事が指定する場所</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年大分県告示第326号）第1条に規定する入札参加資格を取得している者であること。</p> <p>(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。</p> <p>(5) この公告の日から11に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難さ</p>
<p>18 Summary</p> <p>(1) The name of contract matter One set of Oita Prefecture Personal Computers</p> <p>(2) Time Limit for Tender 9:00 AM on 5 August, 2021</p> <p>(3) Contact Point for the Notice Government System Electrization Office, General Affairs Department, Oita Prefectural Government Office 3-1-1, Ohte-nachi,Oita city 870-8501 Japan TEL 097-506-2079</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和3年6月25日</p>	<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>
<p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の種類</p>	<p>大分県警（公保）</p>

<p>れる関係有している者 ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>3 入札参加申請の方法及び期間 大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）により入札参加申請を、令和3年6月25日（金）午前10時から同年8月2日（月）午前10時までに行うこと。 なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札参加届出書（大分県物品等電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）様式第5号）」及び入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和3年8月2日（月）午前10時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により提出先に提出すること。 提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2966</p> <p>4 入札参加資格のない者で入札を希望する者の手続 競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。 (1) 申請の時期 令和3年6月25日（金）から同年7月6日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。 (2) 申請書類の入手方法 大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。 URL <a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/201100/shikaku2020.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/201100/shikaku2020.html</a> (3) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2966</p> <p>5 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号</p>	<p>6 契約条項を示す場所及び日時 電話 097-506-2966 大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に令和3年8月6日（金）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。</p> <p>7 物品等電子入札システムの利用 本案件は、物品等電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか運用基準による。 なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を10に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。</p> <p>8 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>9 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間 入札参加申請が承認された時から令和3年8月6日（金）午前10時まで</p> <p>10 紙による入札参加を希望する場合は入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 (2) 提出期限 令和3年8月5日（木）午後5時までに必着のこと。</p> <p>11 物品等電子入札システムによる開札 開札予定日時 令和3年8月6日（金）午前10時30分</p> <p>12 再入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。</p> <p>13 入札保証金に関する事項 見積総額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>14 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定</p>
---	---



する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであるものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

15 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。

16 最低制限価格に関する事項

設定しない。

17 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。

18 仮契約の締結等

この調達に係る契約は、大分県公有財産条例（昭和39年大分県条例第28号）の規定により大分県議会の議決を要するため、当該入札の落札決定後、落札者との間に仮契約を締結し、議会議決後、本契約となる。

なお、県議会の議決までの間に、2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合、契約を締結しないことがある。契約を締結しない取扱をした場合については、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

19 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。

20 Summary

- (1) One set of 3D printer and 3D scanner
- (2) Time limit for tender

10:00 am. 6 August, 2021

(3) Management Bureau Address  
Property Management Division  
Oita Prefectural Government  
3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501  
TEL 097-506-2966

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、明治大分水路土地改良区（大分市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和三年六月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）

役名	氏名	住	所
理事	漆間 桂造	大分市大字木上二八三番地	
〃	安東 千博	〃 大字田尻四三六番地の一	
〃	副 弘 二	〃 大字津守八五一番地	
〃	足立 一夫	〃 大字片島七九三番地	
〃	關 正 明	〃 下郡中央二丁目二番一六号	
〃	加藤 博士	〃 大字森四八四番地の四	
〃	荒木 平生	〃 大字皆春一五八三番地	
監事	豊東 甫	〃 大字木上九八六番地	
〃	尾藤 幸博	〃 大字曲六四五番地	
〃	阿部 文明	〃 大字森町八九六番地	
（就任役員）			
役名	氏名	住	所
理事	漆間 桂造	大分市大字木上二八三番地	

令和三年六月二十五日

大分県報（公告）

一〇

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。  
令和三年六月二十五日

大分県知事 広瀬 勝 貞

県営農村地域防災減災事業 (ため池整備) (大河内溜池地区)	事業名	着手年月日	完了年月日
		平二八・七・二六	令三・三・一
〃	安東千博	〃 大字田尻四三六番地の一	
〃	副弘二	〃 大字津守八五一番地	
〃	阿部教保	〃 大字津守一一一四番地	
〃	關正明	〃 下郡中央二丁目二番一六号	
〃	加藤博士	〃 大字森四八四番地の四	
〃	荒木平生	〃 大字皆春一五八三番地	
監事	豊東甫	〃 大字木上九八六番地	
〃	尾藤幸博	〃 大字曲六四五番地	
〃	阿部文明	〃 大字森町八九六番地	